

各連結法人の外国税額の控除に関する明細書

連結事業年度等 . . . 法人名 ()

別表六の二(二)付表

令二・四・一以後終了連結事業年度等分

I 法人税に係る外国税額の控除に関する明細書				
当期の個別控除対象外国法人税額 (別表六(二)の二)「21」)	1	円	区分	
当期の連結控除限度額 (別表六(二)の二)「15」 2 当期の連結控除限度額 (別表六(二)の二)「15」 3 国外事業所等帰属所得に係る所得の金額 (別表六(二)付表一「25」) 4 その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (43の①) 5 (3) + (4) (マイナスの場合は0) 6 非課税国外所得の金額 (43の②) + 別表六(二)付表一「26」 (マイナスの場合は0) 7 (5) - (6) (マイナスの場合は0) 8 別表六(二)の二「12」の金額 9 調整連結国外所得金額 (別表六(二)の二)「14」 10 $(9) \times \frac{(7)}{(8)}$ 11 個別調整国外所得金額 (7)と(10)のうち少ない金額 12 各連結法人の個別調整国外所得金額の合計額 (各連結法人の(11)の合計) 13 連結控除限度個別帰属額 $(2) \times \frac{(11)}{(12)}$ 14 法第81条の15第1項により控除できる金額 (1)と(13)のうち少ない金額 15 法第81条の15第2項により控除できる金額 (別表六(三)「30の②」) 16 法第81条の15第3項により控除できる金額 (別表六(三)「34の②」) 17 計 $(14) + (15) + (16)$ 18 個別帰属額 (17)	19	円	その他の国外源泉所得に係る当期利益又は当期欠損の額	
	20		円	納付した個別控除対象外国法人税額
	21			交際費等の損金不算入額の個別帰属額
	22			貸倒引当金の戻入額
	23			
	24			
	25			
	26			
	27			
	28			外算
	29			源泉
	30			所得
	31			小計
	32			貸倒引当金の繰入額
	33			
	34			減
	35			所得
36			金額	
37			算	
38			計算	
39			小計	
40			計	
41			(19) + (31) - (42)	
42			43	

【No.24】各連結法人の8欄、9欄又は2欄の金額は、それぞれ別表六の二(二)の12欄、14欄又は15欄の金額と一致していますか。

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

【No.22】各連結法人の43①欄の金額の合計額は、別表六の二(二)の9欄の金額と一致していますか。
 【No.23】各連結法人の別表六(二)付表一の26欄の金額及び別表六の二(二)付表の43②欄の金額の合計額(マイナスの場合は0)は、別表六の二(二)の11欄の金額と一致していますか。

【No.25】各連結法人の17欄の金額の合計額は、別表六の二(二)の16欄の金額と一致していますか。

【No.25】各連結法人の49欄の金額の合計額は、別表六の二(二)の20欄の金額と一致していますか。

II 地方法人税に係る外国税額の控除に関する明細書			
当期の個別控除対象外国法人税額 (1)	44	円	地方法人税控除限度額 (別表六(二)の二)「19」
連結控除限度個別帰属額 (13)	45		地方法人税の控除限度 $(47) \times \frac{(11)}{(12)}$
差引個別控除対象外国法人税額 (44) - (45)	46		控除できる金額 (46)と(48)のうち少ない金額
			49